

知的財産専門家としての弁理士育成について

—知的財産推進計画の策定に際して—



中島 淳

目次

1. はじめに
2. 現状弁理士制度の問題点
3. 弁理士業務の特質
4. 望ましい知的財産専門家の要件
5. 大学院教育によるプロセス型教育の必要性
6. 新人弁理士のプロセス型育成制度
7. 既存弁理士の資質向上
8. まとめ

1. はじめに

我が国の知的財産改革政策は、具体的な実行段階に入ろうとしている。平成15年7月8日に公表された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」⁽¹⁾は、一連の知的財産改革政策の中で、まさに今後の日本社会の方向性を決める史上最大の作戦である。この推進計画は、平成9年に当時の荒井寿光特許庁長官によるプロパテント政策の宣言⁽²⁾に始まり、知的財産戦略大綱⁽³⁾、知的財産基本法⁽⁴⁾、小泉首相の施政方針演説⁽⁵⁾を経た壮大な知的財産改革政策の集大成である。この推進計画の内容は、知的財産立国実現を通じて我が国の経済社会を再び隆盛させるため、知的創造サイクルを活性化し、「価値づくり」、及び「ひとづくり」を通じて「くにづくり」をするための諸施策である。かつては、1980年代に「物作り」で一時的に世界を制覇した日本も、「物」自身では単独で世界中を走らせることができたものの、実は「物」を走らせるための、目に見えない「道づくり」において後手に回ったために、肝心の「物作り」までも窮地に陥っている。

このような我が国の状況において、知的財産を国家戦略とする改革政策がまとめられた意義は大きい。この具体的政策に至るには、様々な反対意見や賛成意見があり、紆余曲折があったと思われるが、計画が決まったからには、全国民が一致団結して計画の実行にあたらなくてはならない。計画は実行されなければ、何の意味もなく、これからが大切である。

この画期的な知的財産推進計画の各項目について、国、大学、公的研究機関、企業、民間がそれぞれに何をどのように、何時までになすべきかを考え、適切に実行する必要がある。日本弁理士会においても、弁理士として、又は日本弁理士会が組織として対応すべき項目の検討を早急に始めなくてはならない。

この知的財産推進計画で掲げられた課題は多岐にわたるため、多数の組織、人材がその検討実行にあたる必要がある。しかし、これら多くの壮大な宿題を実行するのは、すべて「ひと」であることを基本的に再認識しなくてはならない。知的財産の「価値」をつくるのも、「ひと」をつくるのも、それを通じて「くに」をつくるのも、すべてが「ひと」である。弁理士にとって、この「ひと」は、「他人（ひと）」ではなく、自分自身であり、各人が主体的に参画することが最も重要である。

我々にとって意識しなくてはならないのは、知的財産推進計画の中では、特に弁理士に期待する項目は極めて多いことである。知的財産の創造、保護、活用である「価値づくり」においては当然であるが、人材育成分野では、「**弁護士・弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を充実する**」とある。さらには、これに関連して、「弁理士試験の在り方及び弁理士の試験合格者の実務能力を担保する方策等について、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえて、2003年度以降検討を行い、弁理士の量的・質的拡大を図る」、「高度な専門性、国際性等を備えた弁理士を多数育成するために、知的財産専門職大学院等の活用による、弁理士又はいわゆる付記弁理士のための研修の在り方について、2003年度以降検討を行う」なども掲げられている。

このような観点から、知的財産立国への弁理士個人及び日本弁理士会の果たすべき役割は計り知れないものがあり、要求されている知的財産専門家の資質は、

従来にも増して高度の、また新しい種類のものとなっている。そこで今後、期待される望ましい、真の知的財産専門家を育成するにはどのようにすれば良いかを育成制度をも含め提案する。

なお、ここで提案する内容のある部分については、すでに日本弁理士会の委員会や外部組織などにおいて折りに触れて提案したのものもあるが、さらに多くの方々方に現状を理解して戴くのが望ましいと思ひ、あえて日本弁理士会の機関誌に考えを開示することにした。

2. 現状弁理士制度の問題点

明治32年に始まった弁理士制度⁽⁶⁾は、その後一世紀にわたって、我国産業における縁の下の力持ち的存在として機能してきた。この間の弁理士育成制度の基本は、選抜型（一発型）試験と、特許事務所での実際の仕事題材に基づき先輩弁理士が指導するOJT教育制度である。他の多くの国家資格と同様に、民間から望ましい知識を具えた人材を国家試験により選抜し、一定の品質を確保するのは資格制度の基本といえる。弁理士試験は、産業財産権関係を主とする学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する短答式試験と論文試験であり、試験の前後を通じて、実務の経験及び実務的知識は要求されていない⁽⁷⁾。一定の法律的知識、素養が試されるのみであり、実際の弁理士実務ができることを保証する考査とはなっていない。

また、弁理士制度の場合には、試験合格後には研修などの特別の要件を課さずに、すぐに弁理士登録と事務所開業が可能である点も特徴である。いわばペーパーテストだけ合格すれば、実技試験を経なくても運転をしてよいと同様である。しかし、現実には弁理士試験に合格したからといって、直ちに自分の事務所を構える実務未経験合格者は現代では皆無と言ってよい。試験に合格するだけの知識では、依頼者からの発明について明細書を作成して、これを特許庁へ特許出願をするなどの基本業務であっても実際に行うのは難しい。このため、弁理士業務の経験のない新規合格者は、主として既存の特許事務所へ就職し、OJT教育により実務を習得する。一人前の弁理士になるためには、特許事務所などで実務経験が平均的に7～8年を要するとのデータもある⁽⁸⁾。それはOJT教育として恵まれた環境にある新人弁理士に言えることであり、必ずしもすべての弁理士に適用されるわけではない。

ところが、100年間機能してきたこのような、

(選抜型試験) + (OJT教育制度) ⇒ 経験弁理士

の制度が崩壊しつつある。その原因は以下にある。

弁理士制度は、平成12年に大幅改正（「弁理士法一次改正⁽⁹⁾」と称される）され、弁理士の職域見直しと、弁理士の大幅増員の始まりとなった。この制度改正は、主として政府の規制緩和政策によるものである。この改正により、著作権や技術契約などの業務が取扱い可能となると共に、弁理士試験内容も大幅に変更された。論文試験においては、それまでの工業所有権必須5科目及び選択3科目の合計8科目から、工業所有権必須科目3科目及び選択1科目の合計4科目への負担軽減である。しかも、選択科目については、大学院卒業生等は大幅な免除があるので、実質的な受験生の負担は半分以上といえる。このような受験生への負担軽減と、大幅増員政策により、弁理士試験合格者は急増した。それまでは、毎年100人前後の合格者であったが、平成14年度の弁理士試験最終合格者は500人近くまで増加した。かつての5年分の合格者が1年で合格していることになる。5年前の弁理士法改正のための委員会として会員への説明会場で、筆者は将来の弁理士試験合格者が400～500人になる可能性があるかと推測したところ、驚きと非難が入り混じった大変なざわめきがあったことを今でも憶えているが、それは現実になり今後も合格者数は増えつづける可能性も高いと思われる。

試験合格者数増加の良し悪しを論ずることはここでの主題ではない。試験合格者が知的財産専門家として必要な知識、素養を備え現実の仕事が十分にでき、社会の役に立つことができるかどうかについて検討する。試験合格者数がかつての数倍に増えていることはどのような問題を引き起こしているのか。選抜型試験とOJT教育制度のセットのみによる弁理士育成制度の崩壊である。ここでのOJT教育制度は、既存の特許事務所が新人弁理士を雇用し、実際の案件に基いて直接教育を繰り返すことにより、弁理士を育成するのが一般的である。ところが、このような既存特許事務所でのOJT教育は、短期的には事務所の負担も大きく収容能力にも限界がある。弁理士試験合格者が急増しても、OJT教育の許容量のある事務所は急には増えない。その結果、OJT教育の場が得られない新人も多くなっている。特許事務所だけでなく、企業や研究所への就職もあり得るが、数は少ない。日本弁理士会においても新人研修制度があるが、実際の実務で1人立ちできるほどの長期間研修は不可能である。これは、現状の弁

理士試験制度で、いくら試験合格者を急増しても、新人未経験弁理士は増えるが、1人立ちできる弁理士数は急増しないどころか、その増加数は従来と大差ないことを意味する。

3. 弁理士業務の特質

弁理士は知的財産を扱う職業的専門家であることは間違いのないところであり、これにより弁理士業務特有の事項が数多い。これらを列挙すると、

- ・職業的業務独占が認められていること。
- ・代理業務であること。
- ・法律と技術の双方を扱うこと。
- ・取扱い業務内容が依頼者のビジネスに直接影響すること。
- ・知的財産の業務依頼受任関係が長期にわたること。
- ・取扱い業務内容の秘密性が高いこと。
- ・依頼者間の利益相反性が高いこと。
- ・取扱い業務内容が国際性を有すること。
- ・知的財産の政策や法律改正が頻繁なこと。

などがある。

弁理士法に規定する弁理士業務については、弁理士以外は行うことができず、いわゆる業務独占資格となっている。業務独占資格は、知的財産関係業務以外にも、それぞれの分野において弁護士、公認会計士、税理士、司法書士などが存在するが、業務独占であることの責任と義務が伴う。代理業務であることから、依頼者のために業務をなすものであるため、依頼者との緊密な連絡、連携や、依頼者の意思尊重が欠かせない。また、法律と技術の双方を取り扱う専門家としては、極めて広い知識と応用力が必要となる。特に、知識体系の異なる、法律と技術との双方を習得するための労苦は大きい。このような法律と知識との双方を体系的に習得できる教育機関が存在しないことも対応を難しくしている原因である。

弁理士が扱う知的財産は、依頼者のビジネスにとって極めて重要であり、依頼者のビジネスの方向や死命を左右することも少なくない。発明などの創造段階、特許などの権利取得段階において、有益な価値が存在するにも拘らず、弁理士の存在如何により権利の取得可否、高価値の権利取得可否が決まってしまうことも多い。権利取得後の侵害などの活用分野においても、弁理士の存否が企業のあり方を決めることもある。このようなビジネスへの大きな影響は、知的財産の業務

依頼受任関係が長期にわたることとも関係する。この点は、他の国家資格に基づく業務とは大きく異なる。発明の発掘から、権利取得を経て、その権利の役目が終了するまでの20年以上に渡る依頼関係も日常的である。この間の、依頼者と弁理士との信頼関係は極めて重要であり、信頼関係の密度は双方の対応次第である。

弁理士の取扱い業務内容の秘密性が高いことは、言うまでもない。これに対しては、日常的事項であるので、意識の高揚に注意が必要である。弁理士個人だけでなく、事務所関係者など広く徹底する必要があることは、弁理士法や例規に規定されており、細心の配慮を要する。また、依頼者にとって最先端の開発業務を取り扱う関係上、また当事者対立案件を取り扱う関係上、互いに競合する依頼者からの業務は行えない場合が多い。

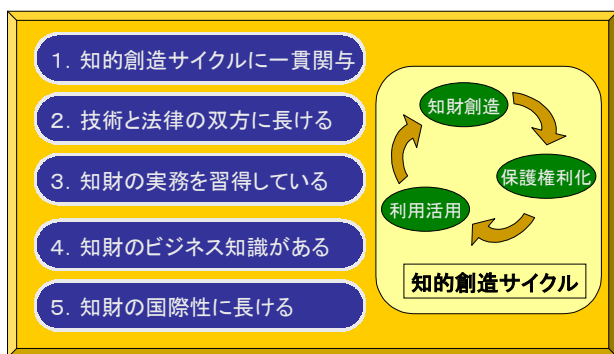
また、弁理士の必要な資質は日本の知的財産関連制度だけでなく、国際的な知識が必要であり、弁理士試験では培われることのない特殊な内容である。これらの知的財産政策や法律が頻繁に改正されることも相まって、最新の情報を備えるべく弁理士の自己研鑽は絶え間なく継続する必要がある。

4. 望ましい知的財産専門家の要件

弁理士業務の特質を考慮すると、弁理士が備えるべき望ましい要件としてはどのようなものがあるだろうか。おのずと、いくつかの要件が考えられる。しかし、その前に、弁理士は知的財産専門家であるべきである。弁理士のほかにも、弁護士、学者、裁判官、特許庁などの官庁職員、知的財産関係の企業社員等には知的財産専門家といえる人たちもいるとは思われる。弁理士はこれらの各種職業人よりも、知的財産に関する専門家であると言えるであろうか。ある部分では正しく、ある部分では正しくないとも言える。各職業人の個々ではある部分について秀でている場合もあり、そうでない場合もある。望ましい知的財産専門家となると、試験で要求される弁理士の平均的知識や、素養の育成過程は充分でなく、さらに備えるべきものがあるのではないか、さらに弁理士が真の知的財産専門家であるというには、別途の方策を考える必要があるのではないかとこの議論の根底にある。

それでは、現状のさらには今後の知的財産世界を見渡した場合に、弁理士に期待される知識や素養はどのようなものがあるだろうか。ここでは、以下の5種類の要件を挙げる（資料1を参照）。

資料1:望ましい知財専門家の要件



①知的創造サイクルの全般にわたった一貫関与

知的財産専門家として、ユーザーの期待に応えるためには、知的財産の創造、保護、利用のいわゆる「知的創造サイクル」の全般にわたって関与する専門家である必要があると言える。知的創造サイクルが円滑に回り、知的財産が社会に還元され、しかも次世代にとって有益であるためには、説明を要しないほどに知的財産の創造、権利取得などの保護、権利の利用活用の全般に渡って活躍できる専門家である必要があるのは言うまでもない。既存の弁理士制度は、知財の創造及び保護の分野に関しては充分に関与してきたが、利用分野、特に紛争処理への関与において不十分であった。しかし、弁理士法のいわゆる一次改正⁽⁹⁾及び、二次改正⁽¹⁰⁾により、職域も充実し、特許等の侵害訴訟分野においても条件付きながら代理権を得ることとなり、知的創造サイクルの完全な一貫関与に近づいた。本年はいわゆる特許侵害訴訟代理のための能力担保研修も終了し、800人を超える弁理士がこの訴訟代理権を得ることが期待されている。

②技術と法律の双方に長けていること

業務の性質上、発明、考案などの技術と、これらを保護する法律の双方に長けている必要がある。保護の客体が技術、保護の手段が法律である以上当然のことと思われる。技術といっても、その領域は極めて広く、また次ぎから次ぎに新しい技術が誕生するので、すべての技術に長けている必要はない。しかし、少なくとも各人が自分の専門分野を持ち、その分野の技術については充分に対応でき、他の分野に応用できるだけの知識が必要である。法律に関しては、知的創造サイクルの全般に渡った業務を遂行できる知的財産関係を中心とした法律知識を有する必要がある。

③知的財産の実務を習得していること

少なくとも、弁理士試験に合格し弁理士になって依頼人のために業務を行うのであれば、弁理士の業務の何たるかは知悉しており、ベテランとはいえないまでも基礎知識は習得している必要がある。残念ながら、現状の弁理士試験はこの点において充分とは言えない。試験合格後に、日本弁理士会が行う新人研修制度はあるが、それとても、弁理士の業務を行うのに充分であると言うのには程遠い内容であり、また受講は任意であって必須ではない。明細書作成などの実務を含む、弁理士の業務について、組織的にかつ計画的に指導する教育を考慮する必要がある。このような組織的、計画的な指導、教育は、弁理士業界自体の教育プログラムを発展させるためにも重要な役割を果たす。弁理士の業務についての教育スタンダードも確立されていない現状では、このような新システムの確立が急がれる。

④知的財産のビジネス知識を有すること

現状の弁理士に求められる知識は、法律、技術以外にも存在する。一昔前の弁理士とは違い、遙かに広い知識を要求されている。特許や商標の出願業務ができるだけでなく、発明や商標などの権利の創造段階、権利の利用活用段階のすべてを含め、発明者、出願人、依頼人のコンサル業務まで要求される時代になってきている。これらは、大学の知的財産本部を考えれば容易に理解でき、最上流側である大学内の諸規則策定、知的財産教育から始まり、最下流側のベンチャー企業の立ち上げ、育成まで含まれることもある。弁理士法改正によって広がった、弁理士の新業務である、いわゆる水際措置（弁理士法第4条）、仲裁事件、契約代理などは特に従来にも増してビジネスセンスを要する。いわゆる「知的財産推進計画」においても、コンテンツビジネスの飛躍的拡大が取り上げられており、この分野での知的財産専門家不足も指摘されている。この分野は、どの専門家も対応できていない状況であり、弁理士の活躍が多いに期待される。これらの新規業務は弁理士の専権ではないが、弁理士がこれらの知識を併せ持つことが望ましく、依頼者も弁理士に多くの期待を寄せている。すでに、弁理士の専権範囲外で多くの弁理士が活躍しているが、今後はますますの活躍が期待される分野であり、弁理士の力量が発揮される分野でもある。

⑤知的財産の国際性に長けること

言うまでもなく、知的財産は日本国内だけでなく、世界中で知的創造サイクルが回っている。日本発の発

明も、その保護、利用は世界中に及び、諸外国での権利獲得、ライセンス、紛争などが頻発する。日本の産業製品が世界中へ輸出される貿易国であるための必然結果である。このため、諸外国の権利者や専門家と綿密なネットワークを構築し、円滑なコミュニケーションができなくてはならない。また、外国での権利取得や権利利用のために、諸外国の最低限の法制を理解して、円滑で効率的な知的財産創造、保護、利用のための支援ができなくてはならない。特に、中小、ベンチャーの企業は、海外関係について習熟する余裕も、人材も少ないので、弁理士の活躍に期待するところが大きい。

なお、これらの5種類の要件すべてを一人の弁理士が完備するのは容易ではないし、知的財産専門家の多様化を考えると、ある部分に特化するグループも多く出現することは当然である。しかし従来のように、弁理士は特許出願などの手続きのみをしていれば良い時代ではなくなっており、知的財産の専門家であるからにはそれなりの発展が必要となっている。今後は、程度の差こそあれ、これらの5種類の要件をそれぞれがある程度備えることが要望されている。

5. 大学院教育によるプロセス型教育の必要性

上記のような、望ましい知的財産専門家の要件を、現状の弁理士試験制度の上へ重ね合わせてみると、残念ながら現状の弁理士試験制度では、これらの要件を保証できる内容とはなっていないことは明白に理解できる。さらに、現在行なわれている、選抜型である弁理士試験は、到達度の目標や課程を具体的に示すことなく、試験実施者の主観による選抜制度である点において、多くの改善余地がある。すなわち、どのような知識と素養をどのように学習して習得すれば、弁理士の業務をなすための基礎が備わるかの道程を示した上での、必要な法律知識などを試す試験とするための、プロセス重視型の試験へと変更するべきである。

このような考え方を主張すると、現状の弁理士試験担当関係者としては、気に入らないと思う人たちも多いのではないかと。弁理士試験を主催担当する関係者やその実務に問題ありとしているのではない。弁理士試験の関係者は、弁理士試験の基準に従い、該当者のみを選抜するために長年苦心しているのは疑いはない。弁理士試験担当の人の問題ではなく、弁理士育成手段としての弁理士試験制度そのものが改善の余地がある

と主張している点を考慮して戴きたい。

上記のような、望ましい知的財産専門家の要件を備えた、弁理士育成制度とするためには、どのようなプロセス型育成制度とすれば良いか。上記のような、望ましい知的財産専門家の要件は、基本的に選抜型の、すなわち前後の課程を考慮することなく、試験のみにより知識や素養を試す一発型の試験で測るのは適していない。どのような課程を経てどのような知識や素養を備えているかを試す、いわゆるプロセス型の教育と、その後での法律知識などを試す試験との組み合わせが適している。

プロセス型の教育を考えると、弁理士試験の受験前のプロセス教育か、試験合格後のプロセス教育となる。現状の弁理士試験はそのままとし、合格後のOJT教育のほかに、司法試験合格後の司法修習と同様な合格後の強制必修研修とすることも、対応の一つといえる。この研修制度としては、現状において日本弁理士会が主催しているような短期間の任意研修である新人研修制度を充実することが考えられる。現状の日本弁理士会主催の新人研修は最長でも2ヵ月であるので、これを1年や2年の必須研修とする案である。上記の望ましい知的財産権の要件を考慮すると、最低でも2年間程度の研修が必要と判断するが、既に弁理士試験に合格した者に、たとえ1年間でも必修研修を課すのは現実的には不可能に近い。

また、国家が1年以上にわたって新人を教育するのであれば、個人的な費用負担が少なく、試験合格者の急増にもそれなりに対応可能かもしれない。しかし、現状において弁理士育成のために、国が主体となった修習制度を新設することは考え難く、また弁理士試験合格者が1年以上にわたって、研修に専念するのは、既存就業者の立場を考慮すると、それも対応できない場合が多いと言わざるをえない。

一方、弁護士などの法曹育成制度は平成16年度から選抜型試験の前に、法科大学院（ロースクール）によるプロセス型教育を受ける体制へと原則的に変化する。実務経験と関係のない試験一本やりから、2年又は3年の大学院教育を経た後に司法試験を受験する制度である。大学院教育が司法試験の予備校的存在になることなく、弁護士登録後を考慮した有効な実務教育が可能かどうかは議論があるが、最低2年間の教育は、相当な成果があるものと期待できる。また、公認会計士制度も平成18年度から実務経験者や専門職大学院過程修了

者に試験科目の一部を免除する制度を公表している⁽¹¹⁾。

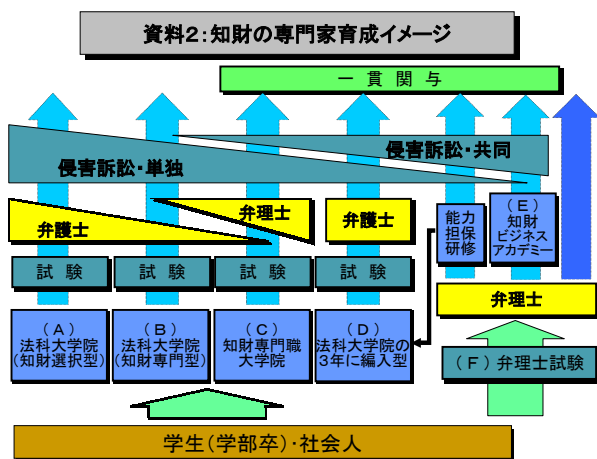
弁理士試験をこれと同様に、プロセス型教育を経た後の受験とするためには制度改正が必要であるものの、現状では望ましい知的財産専門家の要件を備えるためのベストの対応であると考えられる。また、このような大学院教育に基づくプロセス型教育制度は、特許事務所でのOJT教育のみによる制度に比べ、基礎的資質の習得についての指導内容バラツキの低減に有効である。特許事務所での新人指導は、指導弁理士によって方針、内容は千差万別であるため、新人弁理士たちの得られる知識、素養は当然にそのバラツキがあることになる。どの指導弁理士につくかによって、新人弁理士の習得内容が決まってしまう。新人弁理士は指導内容を知って弁理士を選択することは事実上難しい。

このような大学院教育としては、研究職養成の従来型大学院よりも、高度専門職養成のための専門職大学院⁽¹²⁾が好ましい。専門職大学院教育によれば、上記の望ましい知的財産専門家の要件のすべてを体系的に教育でき、実務家教員を多くとり入れた教育臨床プログラムなどの、より弁理士業務の基礎的実務に則した教育内容とすることができ、その後のOJTによる応用的実務教育の効率向上に資することになる。

6. 新人弁理士のプロセス型育成制度

6.1 育成の類型

考える新人弁理士の育成コースについて検討した結果、次のように、(A)～(D)の4種類が考えられる(添付資料2を参照)。さらに、既存弁理士の資質向上用コースとして、(E)知的財産ビジネスアカデミーが考えられる(次章で説明)。なお、図中(F)は、比較のために現状弁理士試験制度を示す。これらの内容は以下のとおりである。



(A) 法科大学院(知財選択型) :

法科大学院は、既に制度が確定しており平成16年度から開設予定である。平成15年6月末の認可申請期限には、72校が申請済みである。これらのうち、選択科目に知的財産を多く取り入れる大学院が期待される。しかし、現状の法科大学院は、基本六法を中心とする必須科目が大部分を占め、知的財産関係の選択科目を取り入れることは難しい。この点では、知的財産も知っている、又は知的財産に詳しい弁護士を育成するコースといえ、既存の知的財産を中心に活躍している弁護士のレベルには遠く及ばず、そのギャップは大きい。また、法科大学院入学者は、3割が大学法学部以外に割り当てられるが、この中には理系学部卒業生以外にも法学部以外の卒業生、さらには法学部卒業後に就業している者も含まれることから、理系人材がこのうちのどの程度になるかは不明であるものの、他の要件も考慮すると多くは望めない。このような事情から、知的創造サイクルの全般にわたった一貫関与としては、知的財産創造、保護の点において課題が残り、技術と法律の双方に長ける専門家がどの程度輩出されるか、さらには知的財産の実務習得容量の各点において課題となる。

(B) 法科大学院(知財専門型) :

ここでは新しいタイプの法科大学院を提唱する。法科大学院の枠の中で、知的財産専門家としての最小限の基礎法律科目以外の科目は知的財産関連の科目とするものであり、イメージとしては、知的財産だけを扱う(知的財産だけが取扱い可能な)弁護士である。講義内容は、知的創造サイクルに一貫関与できるための内容とする。このため、知的財産関係法のほかに、基礎的な法律科目習得は必要である。

この点では、知的財産の創作、保護を支援するのに十分な時間を割り当てることも可能である。理系卒業生を対象者の中心とすれば、法律及び技術の双方に長けた専門家も育成できる。さらには柔軟な科目対応が可能であり、ビジネス関連科目の習得も充分対応可能である。

しかし、知的財産専門の法科大学院設立構想は進んでいないので、早くても制度確立までに数年が必要であり、弁理士会などの特別の働きかけや、その他の関係者のかなりの協力が無い限り実現は難しい。

(C) 知財専門職大学院 :

現状の弁理士試験制度を変更する意味合いも含まれ

ており、技術などの理系学部卒業生を対象とし、弁理士を中心とした知的財産専門家を育成する大学院である。所定の講義内容により、知的創造サイクル（創生、権利創設、利用活用）の全般に渡って活躍できる人材をプロセスを重視した教育内容で育成することができる。卒業生は、試験を経て弁理士となり、卒業生はかなりの割合が合格できる程度の教育内容とする。原則的には現状の弁理士と同じで共同での特許などの侵害訴訟代理となる。将来構想としては、知的財産の単独侵害訴訟が可能となるようにすることが好ましい。

しかしながら、すでに専門職大学院制度は確定しているものの、現状において知的財産専門の大学院の認可申請実績はない。実現のためには制度改正について特許庁などの協力や、教育内容や教員派遣なども含めて日本弁理士会の積極的な支援が必要である。

(D) 法科大学院の3年に編入型：

このコースも既設制度ではなく、ここで新たに提案する新しい制度である。能力担保研修を終了した弁理士が、法科大学院の3年へ編入し、1年間で新司法試験の受験資格を有するものであり、編入型弁護士制度であるといえる。選抜型の試験である弁理士試験に合格した弁理士に対して、法科大学院の第3学年に相当する知的財産特別コースにおいてプロセスを重視した教育が行われることになる。

法科大学院の第3学年に相当する知的財産特別コースに編入する制度は、米国のLLMと類似の制度であり、具体的な外国の例があることから、実現可能性はある。しかし、法科大学院の創設時期であり、実現するためには、特許庁や文部科学省をはじめ、多くの関係者の協力が必要になる。

6.2 類型の評価

日本における知的財産戦略実現のために、望ましい知的財産の専門家実現の観点から、上記の各選択肢を考えなくてはならない。また知的財産戦略及び政策の観点からは、諸政策を、短期的、中期的、長期的な観点から判断しなくてはならない。しかし、人材育成については、すべての知的財産戦略の基本であり、できるだけ早急に実現しなくてはならない。

これらの判断基準から考えると、望ましい知的財産専門家の要件の判断としては、法科大学院（知財専門型）、知財専門職大学院、法科大学院（知財選択型）の順であり、短期的な実現可能性からは、知財専門職大

学院、法科大学院（知財選択型）、法科大学院（知財専門型）となる。しかし、現状において実現可能な選択肢としては知財専門職大学院のみである。

このような観点から、望ましい知的財産専門家の要件実現のために最短距離として知的財産専門職大学院の推進を優先的に考えるべきと判断する。この場合に、将来的に弁理士となることを希望する者が容易に入学できる体制が望ましく、このためには昼間の講座だけでなく、夜間や通信の講座を広く開校したり、特許事務所や企業の知的財産部などでの所要の実務を考慮して所定科目の履修免除をするなど、習得実務を優先した柔軟な制度とすることが望まれる。しかし、現状進行中の法科大学院も同じであるが、知的財産専門職大学院が弁理士試験の予備校化しては意味が無く、知的財産の実務で真に役に立つ人材を育成するための内容とするような措置や体制も必要と思われる。

7. 既存弁理士の資質向上

前章で解析した内容は、これからの新人弁理士が所定のプロセス型教育を経て、基礎的な知識と素養を習得するための各種コースである。それでは既に実務経験のある弁理士についてはどのようにすべきか。推進計画においても要求されているように、現状においては、既存弁理士も、さらなる資質向上が必要である。そのためには、日本弁理士会の企画プログラムによる体系的な研修を主体とする知的財産ビジネスアカデミー（仮称）を提案する（資料3を参照）。

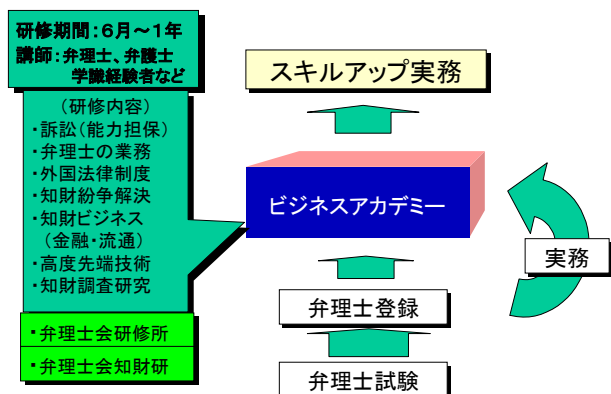
この意味では、現状の日本弁理士会研修所の会員研修システムをさらに充実したものと考えるとよい。現状の日本弁理士会研修所のシステムでは、全会員を対象とした組織的、体系的、継続的な会員研修には対応範囲が広範に過ぎるので、これらを実施するための新組織と思えばよい。

研修内容としては、民法、民事訴訟法、訴訟実務、仲裁実務などの紛争処理のほかに、周辺法、ビジネス、国際・外国法制度、先端技術などを研修するために、実務に役立つ現実的な内容を中心としつつ、適宜、ビデオ講義やインターネット講義を併用する制度である。さらに現状行われている、知的財産訴訟関係代理のための、いわゆる能力担保研修もこのアカデミーにて対応することが好ましい。多数の弁理士が、順次、知的財産ビジネスアカデミーで教育されて、ビジネスや紛争にも強い弁理士が輩出されるので、直ちにユーザー

にとって有益であり即効性がある。

このコースは、弁理士会が単独で、又は大学や大学院と提携して開催することができ、弁理士会の主体的決断にて実施可能であるため、実現性は極めて高い。ただし、弁理士会がすべてを単独で行うには限界があり、大学をはじめ関係者の大きな理解と協力が必要となる。

資料3:知的財産ビジネスアカデミー



8. まとめ

ここでは、新人弁理士のプロセス型育成制度として、現状の選抜型試験と OJT 教育のみによる育成制度に代えて、専門職大学院を最優先に考え、卒業後に試験を経て弁理士となる新弁理士制度を提案した。また、既存弁理士のスキルアップとして、日本弁理士会が主体となる積極的組織である知的財産アカデミーを提案した。弁理士試験制度の改革を唱え、加重要件であり、規制緩和に反するとか、既存社会人の参加問題などのために反対論が出ることもある。しかし、これらは決して解決できない問題ではなく、基本的制度論の是非を論じた上で、方法、運用を考える理解ある合理的解決を望みたい。

弁理士法は、創設以来大きな改正がなく、一世紀を経て急激に2回の大改正がなされた。職域見直しと規制緩和に基づくいわゆる1次改正と、司法改革に基づくいわゆる2次改正である。これらは、それぞれ時代の政策に基づく弁理士の在り方を提案している点において意義がある。ところが、これらの弁理士法改正の変化よりも、時代の変化が早くなっているのが実情である。過去の弁理士法改正時点では、今日のような国家戦略としての知的財産政策は考慮できていない。それほどに、知的財産国家戦略はテンポの速い改革である。弁理士制度はこのように急速な変化を遂げている知的財産国家戦略に対応して改正すべきである。

このような背景にある弁理士制度について、知的財産推進計画はその方向を明示している。知的財産推進計画では、「弁護士・弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を充実する」点、「弁理士試験の在り方及び弁理士の試験合格者の実務能力を担保する方策等について、知的財産専門職大学院等との関係も踏まえて、2003年度以降検討を行い、弁理士の量的・質的拡大を図る。」と明言している。このように、弁理士制度の改正は、知的財産国家戦略を達成するために避けて通れない重要課題であり、知財国家百年の大計は専門家人材育成にある。

最後に、本稿について理論構成の未熟な部分は厳しいご指摘を頂戴し、さらにはこれらについての積極的な修正指示をご教示下さることをお願いして、提案の締めくくりとしたい。

注

- (1) 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」知的財産戦略本部（2003年7月8日）
- (2) 「これからは日本もプロパテント時代」特許庁（1997年5月30日）
- (3) 「知的財産戦略大綱」知的財産戦略会議（2002年7月3日）
- (4) 「知的財産基本法」（平成14年法律第122号）
- (5) 「特許審査の迅速化、特許をめぐる裁判制度の改革、模倣品・海賊版対策の強化を行い、知的財産立国を目指します」（2003年1月31日：第156回国会施政方針演説）
- (6) 「特許代理業者登録規則」（明治32年勅令第235号、6月9日公布、7月1日施行）
- (7) 「弁理士法第9条」（平成12年法律第49条：平成13年1月6日施行）
- (8) 「弁理士業務の実態及び意識の追加調査報告書」弁理士会（平成11年2月）
- (9) 「弁理士法全部改正」（平成12年法律第49号、4月26日公布、平成13年1月6日施行）
- (10) 「弁理士法一部改正」（平成14年法律第25号、4月17日公布、平成15年1月1日施行）
- (11) 「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との関連について」（平成15年11月17日）金融審議会公認会計士制度部会
- (12) 「専門職大学院設置基準（平成15年3月31日）」文部科学省令第十六号

(原稿受領 2003.8.8)